

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【公表番号】特表2020-528487(P2020-528487A)

【公表日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2020-039

【出願番号】特願2020-504343(P2020-504343)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	45/00	(2006.01)
C 08 L	57/00	(2006.01)
C 08 L	25/16	(2006.01)
C 08 F	36/04	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 L	45/00	
C 08 L	57/00	
C 08 L	25/16	
C 08 F	36/04	
B 60 C	1/00	Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月7日(2021.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

樹脂希釈エラストマーであって、エラストマーが200000g/mol以上の数平均モル質量を有する合成ジエンエラストマーであり、樹脂が可塑化用炭化水素ベース樹脂である、樹脂希釈エラストマー。

【請求項2】

合成ジエンエラストマーの数平均モル質量が、250000g/mol~450000g/molの範囲内である、請求項1に記載の樹脂希釈エラストマー。

【請求項3】

可塑化用炭化水素ベース樹脂が、400~2000g/molの間、好ましくは500~1500g/molの間の数平均モル質量を有する、請求項1又は2に記載の樹脂希釈エラストマー。

【請求項4】

可塑化用炭化水素ベース樹脂が、脂肪族樹脂、芳香族樹脂およびこれらの樹脂の混合物で構成される群から選択される、請求項1から3のいずれか1項に記載の樹脂希釈エラストマー。

【請求項5】

可塑化用炭化水素ベース樹脂が、シクロペンタジエンホモポリマーまたはコポリマー樹脂、ジシクロペンタジエンホモポリマーまたはコポリマー樹脂、テルペンホモポリマーまたはコポリマー樹脂、C5分画ホモポリマーまたはコポリマー樹脂、C9分画ホモポリマ

ーまたはコポリマー樹脂、C 5 分画ホモポリマーまたはコポリマー樹脂およびC 9 分画ホモポリマーまたはコポリマー樹脂の混合物、-メチルスチレンホモポリマーまたはコポリマー樹脂、ならびにこれらの樹脂の混合物で構成される群から選択される、請求項4に記載の樹脂希釈エラストマー。

【請求項 6】

可塑化用炭化水素ベース樹脂の含量が、5 ~ 100 p h r、好ましくは30 ~ 80 p h r の範囲内である、請求項1から5のいずれか1項に記載の樹脂希釈エラストマー。

【請求項 7】

40 M U以上、好ましくは50 ~ 75 M Uの範囲内のムーニー粘度指数を有する、請求項1 ~ 6のいずれか1項に記載の樹脂希釈エラストマー。

【請求項 8】

請求項1から7のいずれか1項に記載の少なくとも1種の樹脂希釈エラストマー、および少なくとも1種の補強充填剤をベースとし、少なくとも1種の化学架橋系を含む、組成物。

【請求項 9】

請求項1から7のいずれか1項に記載の少なくとも1種の樹脂希釈エラストマーを含むタイヤ。

【請求項 10】

請求項8に記載の少なくとも1種の組成物を含むタイヤ。